

<p>改 正 後</p>	<p>学校保健安全法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 学校保健</p> <p>第一節 学校の管理運営等（第四条 第七条）</p> <p>第二節 健康相談等（第八条 第十条）</p> <p>第三節 健康診断（第十一条 第十八条）</p> <p>第四節 感染症の予防（第十九条 第二十一条）</p> <p>第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（第二十二条・第二十三条）</p> <p>第六節 地方公共団体の援助及び国の補助（第二十四条・第二十五条）</p> <p>第三章 学校安全（第二十六条 第三十条）</p> <p>第四章 雑則（第三十一条・第三十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p>
<p>現 行</p>	<p>学校保健法</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条の二）</p> <p>第二章 健康診断及び健康相談（第四条 第十一条）</p> <p>第三章 伝染病の予防（第十二条 第十四条）</p> <p>第四章 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師（第十五条・第十六条）</p> <p>第五章 地方公共団体の援助及び国の補助（第十七条・第十八条）</p> <p>第六章 雑則（第十九条 第二十二条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p>

第一条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、学校に在学する幼児、児童、生徒又は学生をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、相互に連携を図り、各学校において保健及び安全に係る取組が確実かつ効果的に実施されるようにするため、学校における保健及び安全に関する最新の知見及び事例を踏まえつつ、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

3 地方公共団体は、国が講ずる前項の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければならない。

第一条 この法律は、学校における保健管理及び安全管理に関し必要な事項を定め、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図り、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

(新設)

(新設)

第二章 学校保健

第一節 学校の管理運営等

(学校保健に関する学校の設置者の責務)

第四条 学校の設置者は、その設置する学校の児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校保健計画の策定等)

第五条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(学校環境衛生基準)

第六条 文部科学大臣は、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第九条第一項(夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律(昭和三十一年法律第五十七号)第七条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律(昭和三十二年法律第一百八号)第六条において準用する場合を含む。)(に規定する事項を除く。)(について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されること(が望ましい基準(以下この条において「学校環境衛生基準」という。))

(新設)

(学校保健安全計画)

第一条 学校においては、幼児、児童、生徒又は学生及び職員の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。

(新設)

を定めるものとする。

2 学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない。

3 校長は、学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(保健室)

第七条 学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うため、保健室を設けるものとする。

第二節 健康相談等

(健康相談)

第八条 学校においては、児童生徒等の心身の健康に関し、健康相談を行うものとする。

(保健指導)

第九条 養護教諭その他の職員は、相互に連携して、健康相談又は児童生徒等の健康状態の日常的な観察により、児童生徒等の心身の状況を把握し、健康上の問題があると認めるときは、遅滞なく、当該児童生徒等に対して必要な指導を行うとともに、必要に応じ、その保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。第二十四条及び第三十条において

(新設)

(新設)

(新設)

同じ。) に対して必要な助言を行うものとする。

(地域の医療機関等との連携)

第十条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

(削除)

(削除)

第三節 健康診断

(就学時の健康診断)

第十一条 市(特別区を含む。以下同じ。) 町村の教育委員会は、学校教育法第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たつて、その健康診断を行わなければならない。

(新設)

(学校環境衛生)

第三条 学校においては、換気、採光、照明及び保温を適切に行い、清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じたその改善を図らなければならない。

(学校環境の安全)

第三条の二 学校においては、施設及び設備の点検を適切に行い、必要に応じた修繕する等危険を防止するための措置を講じ、安全な環境の維持を図らなければならない。

第二章 健康診断及び健康相談

(就学時の健康診断)

第四条 市(特別区を含む。以下同じ。) 町村の教育委員会は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号) 第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するものの就学に当たつて、その健康診断を行わなければならない。

第十二条 (略)

(児童生徒等の健康診断)

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第十四条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(職員の健康診断)

第十五条 (略)

第十六条 (略)

(健康診断の方法及び技術的基準等)

第十七条 (略)

2 第十一条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査

ばならない。

第五条 (略)

(幼児、児童、生徒及び学生の健康診断)

第六条 学校においては、毎学年定期に、幼児、児童、生徒又は学生（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、幼児、児童、生徒又は学生の健康診断を行うものとする。

第七条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

(職員の健康診断)

第八条 (略)

第九条 (略)

(健康診断の方法及び技術的基準等)

第十条 (略)

2 第四条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の

の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第十一条の健康診断に関するものについては政令で、第十三条及び第十五条の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。

3 (略)

(保健所との連絡)

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

(削除)

第四節 感染症の予防

(出席停止)

第十九条 校長は、感染症にかかつており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(臨時休業)

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第四条の健康診断に関するものについては政令で、第六条及び第八条の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。

3 (略)

(新設)

(健康相談)

第十一条 学校においては、幼児、児童、生徒又は学生の健康に関し、健康相談を行うものとする。

第三章 伝染病の予防

(出席停止)

第十二条 校長は、伝染病にかかつており、かかつておる疑いがあり、又はかかるおそれのある幼児、児童、生徒又は学生があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(臨時休業)

第十三条 学校の設置者は、伝染病予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

(文部科学省令への委任)

第二十一条 前二条(第十九条の規定に基づく政令を含む。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)その他感染症の予防に関して規定する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)に定めるもののほか、学校における感染症の予防に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第五節 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

(学校保健技師)

第二十二条 (略)

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第二十三条 (略)

第六節 地方公共団体の援助及び国の補助

(地方公共団体の援助)

第二十四条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、感染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

(文部科学省令への委任)

第十四条 前二条(第十二条の規定に基づく政令を含む。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)その他伝染病の予防に関して規定する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)に定めるもののほか、学校における伝染病の予防に關し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四章 学校保健技師並びに学校医、学校歯科医及び学校薬剤師

(学校保健技師)

第十五条 (略)

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第十六条 (略)

第五章 地方公共団体の援助及び国の補助

(地方公共団体の援助)

第十七条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要

一・二 (略)

(国の補助)

第二十五条 (略)

第三章 学校安全

(学校安全に関する学校の設置者の責務)

第二十六条 学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第二十九条第三項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第一項及び第二項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校安全計画の策定等)

第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならぬ。

する費用について必要な援助を行うものとする。
一・二 (略)

(国の補助)

第十八条 (略)

(新設)

(新設)

(学校環境の安全の確保)

第二十八条 校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(新設)

(危険等発生時対処要領の作成等)

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。

(新設)

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

(地域の関係機関等との連携)

第三十条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情にに応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

第四章 雑則

(削除)

(削除)

(学校の設置者の事務の委任)

第三十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

(専修学校の保健管理等)

第三十二条 (略)

2 専修学校には、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置等を行つた

(新設)

第六章 雑則

(保健室)

第十九条 学校には、健康診断、健康相談、救急処置等を行うため、保健室を設けるものとする。

(保健所との連絡)

第二十条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行つとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

(学校の設置者の事務の委任)

第二十一条 学校の設置者は、他の法律に特別の定めがある場合のほか、この法律に基づき処理すべき事務を校長に委任することができる。

(専修学校の保健管理等)

第二十二条 (略)

2 専修学校には、健康診断、健康相談、救急処置等を行つたため、保健室

め、保健室を設けるように努めなければならない。

3 第三条から第六条まで、第八条から第十条まで、第十三条から第二十

一条まで及び第二十六条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

を設けるように努めなければならない。

3 第二条から第三条の二まで、第六条から第十四条まで及び前二条の規

定は、専修学校に準用する。

<p>改 正 後</p>	<p>現 行</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第五条）</p> <p>第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項（第六条 第九条）</p> <p>第三章 学校給食を活用した食に関する指導（第十条）</p> <p>第四章 雑則（第十一条 第十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。</p> <p>（学校給食の目標）</p> <p>第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教</p>	<p>（新設）</p> <p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実を図ることを目的とする。</p> <p>（学校給食の目標）</p> <p>第二条 学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を实</p>

育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。

二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。

三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。

四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。

六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。

(削除)

七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

(定義)

第三条 (略)

(義務教育諸学校の設置者の任務)

第四条 (略)

現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

(新設)

一 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。

二 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。

(新設)

(新設)

(新設)

三 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。

四 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

(定義)

第三条 (略)

(義務教育諸学校の設置者の任務)

第四条 (略)

(国及び地方公共団体の任務)

第五条 (略)

第二章 学校給食の実施に関する基本的な事項

(二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)

第六条 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設(以下「共同調理場」という。)を設けることができる。

(学校給食栄養管理者)

第七条 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員(第十条第三項において「学校給食栄養管理者」という。)は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

(学校給食実施基準)

第八条 文部科学大臣は、児童又は生徒に必要な栄養量その他の学校給食の内容及び学校給食を適切に実施するために必要な事項(次条第一項に規定する事項を除く。)について維持されることが望ましい基準

(国及び地方公共団体の任務)

第五条 (略)

(二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設)

第五条の二 義務教育諸学校の設置者は、その設置する義務教育諸学校の学校給食を実施するための施設として、二以上の義務教育諸学校の学校給食の実施に必要な施設(次条において「共同調理場」という。)を設けることができる。

(学校給食栄養管理者)

第五条の三 義務教育諸学校又は共同調理場において学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)第四条第二項に規定する栄養教諭の免許状を有する者又は栄養士法(昭和二十二年法律第二百四十五号)第二条第一項の規定による栄養士の免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識若しくは経験を有するものでなければならない。

(新設)

（次項において「学校給食実施基準」という。）を定めるものとする。

2| 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食実施基準に照らして適切な学校給食の実施に努めるものとする。

（学校給食衛生管理基準）

第九条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。

2| 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3| 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

第三章 学校給食を活用した食に関する指導

第十条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要

（新設）

（新設）

とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

2 栄養教諭が前項前段の指導を行うに当たっては、当該義務教育諸学校が所在する地域の産物を学校給食に活用することその他の創意工夫を地域の実情に応じて行い、当該地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢に対する児童又は生徒の理解の増進を図るよう努めるものとする。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

第四章 雑則

(経費の負担)

第十一条 (略)

(国の補助)

第十二条 (略)

(削除)

(経費の負担)

第六条 (略)

(国の補助)

第七条 (略)

第八条 削除

<p>(補助金の返還等)</p> <p>第十三条 文部科学大臣は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付をやめ、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第十四条 (略)</p>	<p>(補助金の返還等)</p> <p>第九条 文部科学大臣は、第七条の規定による補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付をやめ、又は既に交付した補助金を返還させるものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第十条 (略)</p>
--	---

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和三十一年法律第百五十七号）「第三条関係」

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 後</p>	<p>（学校給食法の準用） <u>第七条</u> <u>学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第八条及び第九条</u> <u>の規定は、夜間学校給食の実施について準用する。</u> （政令への委任） <u>第八条</u>（略）</p>
<p>現 行</p>	<p>（新設） （政令への委任） <u>第七条</u>（略）</p>

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）「第四条関係」

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（学校給食法の準用）</p> <p>第六条 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第八条及び第九条の規定は、学校給食の実施について準用する。</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第七条 （略）</p>	<p>（新設）</p> <p>（政令への委任）</p> <p>第六条 （略）</p>